

参 考 资 料

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第74回国民体育大会及び第19回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を茨城県において開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備に関すること
- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関すること
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること
- (6) 前各号に掲げるもののほか、大会の開催に必要な事業に関すること

第2章 組織

(構成)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、大会開催に必要な事業に関係ある者

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 8名以内
- (3) 常任委員 60名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員の選任)

第6条 実行委員会の会長は、茨城県知事をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監督する。

(任期等)

- 第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され解散するまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は、団体等の役職を離れた場合は、その委員等は、辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

- 第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。
- 6 役員、委員、顧問及び参与は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

- 第10条 実行委員会に、次の会議を置く。

- (1) 総会
(2) 常任委員会
(3) 募金・企業協賛推進委員会
(4) 専門委員会

(総会)

- 第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。
- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は、会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
- (1) 大会の開催に必要な方針に関すること

- (2) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (4) 予算及び決算に関すること
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること
 - (6) その他重要な事項に関すること
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わることができる。
- 6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は、書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
(常任委員会)

- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
 - 4 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は、委員長が指名した者がこれにあたる。
 - 6 委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること
 - (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること
 - 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。
 - 9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。
(募金・企業協賛推進委員会)

- 第12条の2 募金・企業協賛推進委員会は、会長が委嘱した委員をもって構成する。
- 2 募金・企業協賛推進委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が委嘱する。
 - 3 募金・企業協賛推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 5 募金・企業協賛推進委員会は、総会からの委任により、募金・企業協賛の推進に関する事項について審議し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
 - 6 第8条及び第9条第6項の規定は、委員の任期等及び報酬について準用する。

7 第11第5項及び第6項の規定は募金・企業協賛推進委員会について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会からの付託又は、委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は、総会等の権限に属する事項で轻易なものについては、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、会長はこれを次の総会等に報告し、承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 條則

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、

会長が別に定める。

(解散)

第 20 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附則

1 この会則は、平成 24 年 5 月 28 日から施行する。

2 実行委員会の平成 24 年度における会計年度は、第 18 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 24 年 5 月 28 日に始まり、平成 25 年 3 月 31 日までとする。

附則

1 この会則は、平成 27 年 7 月 14 日から施行する。

附則

1 この会則は、平成 28 年 7 月 26 日から施行する。

2 この会則施行の際、現に規定されている準備委員会の役員、委員、顧問、参与である者は、実行委員の役員、委員、顧問、参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則施行の際、現に制定されている準備委員会の諸規程及び細則中「準備委員会」とあるものは、「実行委員会」と読み替え、平成 28 年度暫定収支予算については、実行委員会で承認されたものとみなす。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会会則第13条第3項の規定に基づき、いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会専門委員会（以下「委員会」という）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外のものの出席を求め、その意見又は、説明を聞くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

2 部会の委員は、委員長が依頼する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

附則

この規程は、平成25年2月12日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月8日から施行する。

附則

この規定は、平成28年7月26日の実行委員会の設置後から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地市町村の選定に関すること。 3 县並びに会場地市町村の業務分担及び経費負担に関すること。 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 文化プログラムに関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
施設整備専門委員会	1 競技施設等の基本的事項に関すること。 2 情報通信施設整備の基本的事項に関すること。 3 その他施設に係る重要な事項に関すること。	1 競技施設等の整備に関すること。 2 情報通信施設の整備に関すること。 3 その他施設に関すること。
競技運営専門委員会	1 実施予定競技の選択に関すること。 2 競技運営等の基本的事項に関すること。 3 その他競技運営に係る重要な事項に関すること。 .	1 競技役員等の養成及び編成に関すること。 2 デモンストレーションスポーツに関すること。 3 競技用具に関すること。 4 リハーサル大会に関すること。 5 競技記録に関すること。 6 その他競技運営に関すること。
広報・県民運動専門委員会	1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。	1 広報及び啓発の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像及び記録写真に関すること。 6 その他広報及び県民運動に関すること。
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関すること。 2 医事・衛生の基本的事項に関すること。 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る重要な事項に関すること。	1 宿泊業務に関すること。 2 標準献立及び食品調達に関すること。 3 医療救護及び防疫に関すること。 4 食品衛生及び環境衛生に関すること。 5 馬事衛生に関すること。 6 その他宿泊及び医事・衛生に関すること。
輸送・交通専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関すること。 2 その他輸送及び交通に係る重要な事項に関すること。	1 全国輸送に関すること。 2 開・閉会式の輸送に関すること。 3 競技会場地輸送に関すること。 4 その他輸送及び交通に関すること。
式典専門委員会	1 式典の基本的事項に関すること。 2 その他式典に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式の企画及び運営に関すること。 2 式典音楽に関すること。 3 式典演技に関すること。 4 大会旗・炬火リレーに関すること。 5 その他式典に関すること。
警備・消防専門委員会	1 警備及び消防防災の基本的事項に関すること。 2 その他警備及び消防防災に係る重要な事項に関すること。	1 開・閉会式会場の警備及び消防防災に関すること。 2 その他警備及び消防防災に関すること。
全国障害者スポーツ大会専門委員会	1 全国障害者スポーツ大会の基本的事項に関すること。 2 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。	1 全国障害者スポーツ大会の競技に関すること。 2 全国障害者スポーツ大会のボランティア（情報支援及び全国障害者スポーツ大会選手団サポートに限る。）に関すること。 3 その他全国障害者スポーツ大会運営（他の専門委員会の委任事項を除く。）に関すること。

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会常任委員名簿

【会長】1名 【副会長】8名 【常任委員】48名 計57名 平成28年12月末現在

役職	選出区分	機関・団体名および役職	氏名
1 会長(委員長)	県関係	茨城県知事	橋本 昌
副会長(副委員長)	県議会関係	茨城県議会議長	藤島 正孝
	県関係	茨城県副知事	山口 やちゑ
	県教委関係	茨城県副知事	楠田 幹人
	市町村関係	茨城県教育委員会教育長	小野寺 俊
	市町村関係	茨城県市長会長	豊田 稔
	市町村関係	茨城県町村会長	小谷 隆亮
	水戸市長		高橋 靖
	県体協関係	公益財団法人茨城県体育協会会長	角田 芳夫
10	県議会関係	茨城県議会副議長	森田 悅男
11		茨城県議会総務企画委員会委員長	鈴木 亮寛
12		茨城県議会防災環境商工委員会委員長	鈴木 定幸
13		茨城県議会保健福祉委員会委員長	石塚 仁太郎
14		茨城県議会農林水産委員会委員長	島田 幸三
15		茨城県議会土木企業委員会委員長	先崎 光
16		茨城県議会文教警察委員会委員長	志賀 秀之
17		茨城県理事兼政策審議監	渡邊 政美
18		茨城県知事公室長	田村 照悟
19		茨城県総務部長	菊地 健太郎
20	県関係	茨城県企画部長	今瀬 肇
21		茨城県生活環境部長	今関 裕夫
22		茨城県保健福祉部長	松岡 輝昌
23		茨城県商工労働観光部長	鈴木 克典
24		茨城県農林水産部長	井上 計
25		茨城県土木部長	澤田 勝
26		茨城県国体・障害者スポーツ大会局長	中根 一明
27		茨城県企業局長	中島 敏之
28		茨城県病院事業管理者	五十嵐 徹也
29		茨城県警察本部長	世取山 茂
30	県教育関係	茨城県教育委員会委員(教育長職務代理者)	柳生 修
31	市町村関係	茨城県市議会議長会会長	村田 進洋
32		茨城県町村議会議長会会長	沼崎 光芳
33		茨城県市町村教育委員会連合会会長	東小川 昌夫
34	スポーツ関係	公益財団法人茨城県体育協会副会長	堀口 卓司郎
35		公益財団法人茨城県体育協会副会長	高山 能昌
36		茨城県レクリエーション協会会長	岡田 広
37		茨城県スポーツ推進委員協議会会長	石島 邦行
38		茨城県スポーツ推進審議会委員長	巽 申直
39		茨城県障害者スポーツ・文化協会会長	橋本 昌
40		茨城県総合型地域スポーツクラブ協議会会長	小野 忠志
41		茨城県中学校体育連盟会長	川又 将
42		茨城県高等学校体育連盟会長	直江 克也
43	学校関係	茨城県学校長会会長	田邊 一男
44		茨城県高等学校長協会協会会長	横島 義昭
45		茨城県私学協会会長	鈴木 康之
46	産業・経済関係	一般社団法人茨城県経営者協会会長	鬼澤 邦夫
47		茨城県商工会議所連合会会長	大久保 博之
48		茨城県商工会連合会会長	外山 崇行
49		茨城県中小企業団体中央会会長	渡邊 武
50		公益社団法人日本青年会議所関東地区茨城ブロック協議会会長	佐藤 平八郎
51	通信・運輸関係	一般社団法人茨城県バス協会会長	米川 公誠
52	宿泊・観光関係	一般社団法人茨城県觀光物産協会会長	橋本 昌
53	医療・福祉関係	一般社団法人茨城県医師会会長	諸岡 信裕
54		社会福祉法人茨城県社会福祉協議会会長	関 正夫
55		社会団体関係	
56		大好きいばらき県民会議理事長	幡谷 浩史
57		茨城県女性団体連盟会長	田山 知賀子
		茨城県地域女性団体連絡会会長	櫻井 よう子

いきいき茨城ゆめ国体・いきいき茨城ゆめ大会実行委員会組織図

平成29年2月13日現在

